

議案第42号

専決処分の承認を求めることについて

下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和6年6月7日提出

飯能市長 新井重治

記

- 1 飯能市都市計画税条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、専決処分する。

令和６年３月３０日

飯能市長 新 井 重 治

記

- 1 飯能市都市計画税条例の一部を改正する条例

飯能市都市計画税条例の一部を改正する条例

飯能市都市計画税条例（昭和３２年条例第１号）の一部を次のように改正する。

附則第３項を削る。

附則第４項（見出しを含む。）中「附則第１５条第３３項」を「附則第１５条第３２項」に改め、同項を附則第３項とする。

附則第５項（見出しを含む。）中「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３７項」に改め、同項を附則第４項とする。

附則第６項（見出しを含む。）中「附則第１５条第４３項」を「附則第１５条第４２項」に改め、同項を附則第５項とする。

附則第７項を附則第６項とする。

附則第８項の前の見出しを削り、同項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和４年度分の都市計画税にあつては、１００分の２．５）」及び「（令和３年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同項を附則第７項とし、同項の前面に見出しとして「（宅地等に対して課する令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第９項中「令和４年度分及び令和５年度分」を「令和６年度から令和８年度までの各年度分」に改め、同項を附則第８項とする。

附則第１０項中「附則第８項」を「附則第７項」に、「令和４年度分及び令和５年度分」を「令和６年度から令和８年度までの各年度分」に改め、同項を附則第９項とする。

附則第１１項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に、「附則第８項」を「附則第７項」に改め、同項を附則第１０項とする。

附則第１２項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に、「附則第８項」を「附則第７項」に改め、同項を附則第１１項とする。

附則第１３項の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度

から令和８年度まで」に改め、同項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和３年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同項を附則第１２項とする。

附則第１４項の前の見出しを削り、同項を附則第１３項とし、同項の前に見出しとして「（市街化区域農地に対して課する平成６年度以降の各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第１５項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「（令和３年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同項を附則第１４項とする。

附則第１６項中「令和４年度分及び令和５年度分」を「令和６年度から令和８年度までの各年度分」に改め、同項を附則第１５項とする。

附則第１７項の前の見出しを削り、同項を附則第１６項とし、同項の前に見出しとして「（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）」を付する。

附則第１８項中「附則第８項及び第１０項」を「附則第７項及び第９項」に、「附則第８項及び第１１項」を「附則第７項及び第１０項」に、「附則第８項、第９項、第１１項及び第１２項」を「附則第８項、第１０項及び第１１項」に、「附則第１１項から第１３項まで」を「附則第１０項から第１２項まで」に、「附則第１４項から第１６項まで」を「附則第１３項から第１５項まで」に、「附則第１５項」を「附則第１４項」に改め、同項を附則第１７項とする。

附則第１９項中「第３５項まで、第３８項、第３９項、第４３項若しくは第４６項」を「第３４項まで、第３７項、第３８項、第４２項若しくは第４５項」に改め、同項を附則第１８項とする。

附則第２０項の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同項中「（令和３年法律第７号）附則第１４条第１項」を「（令和６年法律第４号）附則第２１条第１項」に、「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同項を附則第１９項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の飯能市都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

飯能市都市計画税条例新旧対照表

改正後	改正前
附 則 (法附則第 1 5 条第 3 2 項の条例で定める割合) 3 法附則第 1 5 条第 3 2 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 (法附則第 1 5 条第 3 7 項の条例で定める割合) 4 法附則第 1 5 条第 3 7 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 (法附則第 1 5 条第 4 2 項の条例で定める割合) 5 法附則第 1 5 条第 4 2 項に規定する条例で定める割合は、4 分の 3 とする。 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 6 省略 (宅地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例) 7 宅地等に係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度	附 則 (法附則第 1 5 条第 3 2 項の条例で定める割合) 3 法附則第 1 5 条第 3 2 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。 (法附則第 1 5 条第 3 3 項の条例で定める割合) 4 法附則第 1 5 条第 3 3 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 (法附則第 1 5 条第 3 8 項の条例で定める割合) 5 法附則第 1 5 条第 3 8 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 (法附則第 1 5 条第 4 3 項の条例で定める割合) 6 法附則第 1 5 条第 4 3 項に規定する条例で定める割合は、4 分の 3 とする。 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 7 省略 (宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の特例) 8 宅地等に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度

分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

8 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た

分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

9 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商

額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

9 附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第7項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都

業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

10 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都

市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

1.1 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）

市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

1.2 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

1 2 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

省略

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）

1 3 省略

1 4 市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により飯能市税条例附則第9条の2の規定の例により算定した当該市街化区

1 3 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

省略

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）

1 4 省略

1 5 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により飯能市税条例附則第9条の2の規定の例により算定した当該市街化区

域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

15 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）

（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

16 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

1.6 省略

1.7 附則第7項及び第9項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第7項及び第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第8項、第10項及び第11項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第10項から第12項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、同項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第13項から第15項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第14項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18

則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

1.7 省略

1.8 附則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第8項、第9項、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第11項から第13項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、同項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第14項から第16項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第15項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第

条第6項に規定するところによる。 (読替規定) <u>18</u> 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u> (<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等に対して課する都市計画税の特例</u>) <u>19</u> 地方税法等の一部を改正する法律(<u>令和6年法律第4号</u>)附則第21条第1項の規定に基づき、<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。</u>	18条第6項に規定するところによる。 (読替規定) <u>19</u> 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u> (<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の宅地等に対して課する都市計画税の特例</u>) <u>20</u> 地方税法等の一部を改正する法律(<u>令和3年法律第7号</u>)附則第14条第1項の規定に基づき、<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。</u>
--	--

4 第一項の場合には、令和六年度から令和八年度までの各年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項に規定する小規模住宅用地である部分（以下この項において「小規模住宅用地である部分」という。）と同条第一項に規定する一般住宅用地である部分（以下この項において「一般住宅用地である部分」という。）又は同条第一項に規定する非住宅用地等である部分（以下この項において「非住宅用地等である部分」という。）のうちいずれか二以上を併せ有する宅地等に係る当該各年度分の固定資産税に係る新法附則第十七条及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）並びに前二項の規定の適用については、当該小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用地等である部分をそれぞれ一の宅地等とみなす。

5 前三項の規定は、令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税について準用する。この場合において、第二項中「附則第十八条第六項第一号から第三号まで」とあるのは「附則第二十五条第六項又は第二十七条の四の二第二項の規定により読み替えられた新法附則第十八条第六項第一号から第三号まで」と、「第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）とあるのは「第二十五条又は第二十七条の四の二」と、第三項中「附則第十八条第六項第二号」とあるのは「附則第二十五条第六項又は第二十七条の四の二第二項の規定により読み替えられた新法附則第十八条第六項第二号」と、「第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）とあるのは「第二十五条又は第二十七条の四の二」と、前項中「及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）とあるのは「第二十五条及び第二十七条の四の二」と読み替えるものとする。

（軽自動車税に関する経過措置）

第二十二條 新法第四百六十三条の四第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第四百五十五條第一項に規定する申告書の提出期限が到来する軽自動車税の環境性能割について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

（市町村たばこ税に関する経過措置）

第二十三條 新法第四百八十四條第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第四百八十二條第一項に規定する申告書の提出期限が到来する市町村たばこ税について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した市町村たばこ税については、なお従前の例による。

（鉱産税に関する経過措置）

第二十四條 新法第五百三十七條第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に申告書の提出期限が到来する鉱産税について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した鉱産税については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第二十五條 新法第六百十條第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第六百六條第一項に規定する申告書の提出期限が到来する特別土地保有税について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した特別土地保有税については、なお従前の例による。

（市町村法定外普通税に関する経過措置）

第二十六條 新法第六百八十九條第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第六百八十六條第一項に規定する納入申告書の提出期限が到来する市町村法定外普通税について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した市町村法定外普通税については、なお従前の例による。

（入湯税に関する経過措置）

第二十七條 新法第七百一十條の十三第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に納入申告書の提出期限が到来する入湯税について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した入湯税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

第二十八條 新法第七百一十條の六十二第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第七百一十條の五十八第一項に規定する申告書の提出期限が到来する事業所税について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した事業所税については、なお従前の例による。

2 新法附則第三十三條第五項の規定は、附則第一條第七号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び令和六年度以後の年分の個人の事業（同日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに令和六年度の年分の個人の事業及び令和六年度の個人の事業で同日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第二十九條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和五年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第一項に規定する施設又は設備に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成二十九年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に受けた旧法附則第十五条第三十二項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

1 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十三号）の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に整備された旧法附則第十五条第三十九項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（水利地益税等に関する経過措置）

第三十條 新法第七百三十三條の四第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、令和六年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和五年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 新法第七百二十二條第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に納入申告書の提出期限が到来する水利地益税等について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した水利地益税等については、なお従前の例による。

（法定外目的税に関する経過措置）

第三十一條 新法第七百三十三條の十九第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第七百三十三條の十六第一項に規定する納入申告書の提出期限が到来する法定外目的税について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した法定外目的税については、なお従前の例による。

（国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴う経過措置）

第三十二條 第五條の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金法附則第十四項の規定は、令和七年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金について適用し、令和六年度分までの国有資産等所在市町村交付金については、なお従前の例による。

（航空機燃料譲与税法の一部改正に伴う経過措置）

第三十三條 第八條の規定による改正後の航空機燃料譲与税法（次項及び第三項において「新航空機燃料譲与税法」という。）の規定は、令和六年度以後の年度分の航空機燃料譲与税について適用し、令和五年度分までの航空機燃料譲与税については、なお従前の例による。

2 令和六年度における新航空機燃料譲与税法第二條及び第二條の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新航空機燃料譲与税法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二條第一項	
若しくは旅客数	旅客数
又は世帯数	若しくは着陸料の収入額若しくは当該収入額を按分した額又は世帯数

(道府県たばこ税に関する経過措置)

第十二条 新法第七十四条の二十四第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第七十四条の二十第一項に規定する申告書の提出期限が到来する道府県たばこ税について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した道府県たばこ税については、なお従前の例による。

(ゴルフ場利用税に関する経過措置)

第十三条 新法第九十一条第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第八十七条第一項に規定する申告書の提出期限が到来するゴルフ場利用税について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来したゴルフ場利用税については、なお従前の例による。

(輕油引取税に關する経過措置)

第十四条 新法第四百四十四條の四十八第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第四百四十四條の四十四第一項に規定する申告書の提出期限が到来する軽油引取税について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した軽油引取税については、なお従前の例による。

以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、三月施行日現在の軽油の引取りに、三斗施行日以前に課する軽油引取税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第十六條 新法第七十二條第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第六十一條第一項に規定する申告書の提出期限が到来する自動車税の環境性能割について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(道府県法定外普通税に関する経過措置)

第十七條 新法第二百七十九條第一項及第二項の規定は、二戶施行日以後に地方税法第二百七十六條第一項に規定する納入申告書の提出期限が到来する道府県法定外普通税について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した道府県法定外普通税については、なお従前の例による。

(市町村民税に關する経過措置)

（市町村上程に附する経費削減）

別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に關する部分は、施行日以後に開始し、二号施行日前に当該提出期限が到来した個人の市町村民税については、なお従前の例による。二十八条の九第一項に規定する納入申告書の提出期限が到来する個人の市町村民税について適用

始する事業年度分の法人の市町村民税につ

町村民税については、なお従前の例による。

3 新法第二百九十二条第一項（第四号に係る部分に限る。）並びに新法附則第八条第十三項（同号の規定に係る部分に限る。）及び第十四項（同号の規定に係る部分に限る。）の規定は、六号施行日以後

に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

4 新法第三百二十一条の八第二十三項、第二十六項及び第二十七項並びに新法附則第八条第二十一項（新法第三百二十一条の八第二十七項の規定に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市町村

民税については、なお従前の例による。

第十九条 所得税法等改正法附則第三条第一項の規定の適用がある場合における附則第一条第十一号に掲げる規定による改正後の地方税法第三百十四条の七第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第三号中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正す

る法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる

同法第一條の規定による改正前の所得税法第七十八條第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。及び」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第二十条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に取得した土地が河川第十五条第一項に規定する

今春四年四月一日から今春六年三月三十一日まで
 の間に取得された旧法降則第

3 令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 令和二年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第十八項に

規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 令和二年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第十五項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成二十九年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に受けた旧法附則第十五条第三十二項

7 規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十三号）の施行の日から令和六

年三月三十一日までの間に整備された旧法附則第十五条第三十九項に規定する滞在快適性等向上施

設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
8 令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十五条の六第二項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税等の特例に関する経過措置)

第二十一条 市町村は、令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税につ

いて、条例で定めるところにより、新法附則第十八条の三（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二十五条の三（新法附則第二十七条の四の二第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないことができる。

2 前項の場合には、新法附則第十八条第六項第一号の令の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める期間に於ては、前項の期限を延長することができる。

[illegible]

当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等であつたものとみ

3 第一項の場合には、新法附則第十八条第六項第二号に掲げる宅地等で令和六年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下二の項におおむねの規定を適用する。

なして、新法附則第十七条及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を

いて「令和六年度の宅地等」という。）、新法附則第十八条第六項第三号に掲げる宅地等で令和七年

度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「令和七年度の宅地等」という。）又は同条第六項第四号に掲げる宅地等で令和八年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「令和八年度の宅地等」という。）

ラ)のうち、当該宅地等の類似土地(新法附則第十七条第七号に規定する類似土地をいう。以下この項において同じ。)が令四六年度の宅地等二つでは令四五年度の宅地等二つでは、以下この

令和六年度、令和八年度の宅地等にあつては令和七年度に係る賦課期日（以下この項において「前年度に係る賦課期日」という。）においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したものに係る令和六年度の宅地等にあつては令和六年度分、令和七年度の宅地等にあつては令和七年度分、令和八年度の宅地等にあつては令和八年度分の賦課額を算定する。

八年度の宅地等にあつては令和八年度分の固定資産税については、当該類似土地が前年度に係る賦

課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等であつたものとみなして、新法附則第十七条及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

第二条第二項中においては、同項の額の二分の一の額を同項第一号の若陸料の収入額で、他のを「には、市町村譲与額の四分の一の額を同項第一号イの延べ重量で、市町村譲与額その他の四分の一の額を同号ロの旅客数で、市町村譲与額の一」に改め、同条第三項中「第一項第一号の若陸料の収入額及び」を「第一項第一号イの延べ重量及び同号ロの旅客数並びに」に改める。

第二条の第二項中「相当する額」の下に「次項において「都道府県譲与額」という。」を加え、「前条第一項第一号の若陸料の収入額」を「前条第一項第一号イの延べ重量」に、「若陸料の収入額（合計額）」を「延べ重量の合計重量」若しくは同号口の旅客数（同号の市町村が二以上ある場合）に、これらの市町村に係る当該旅客数の合計数」に改め、同条第二項中においては、同項の額の二分の一の額を同項の若陸料の収入額又はその合計額で、他の一を「は、都道府県譲与額の四分の一の額を同項の延べ重量又はその合計重量で、都道府県譲与額の他の四分の一の額を同項の旅客数の数又はその合計数で、都道府県譲与額の」に改め、同条第三項中「前条第一項第一号の若陸料の収入額」を「前条第一項第一号イの延べ重量若しくは同号口の旅客数」に、「補正された収入額」を「補正された延べ重量若しくは旅客数」に、「同項第一号の若陸料の収入額」を「同項第一号イの延べ重量若しくは同号口の旅客数」に改める。

（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正）
 第九条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第二十八條第一項及び第二十九條中「十分の五」を「百分の五十五」に、「十分の二」を「百分の二」に、「十分の三」を「百分の二十五」に改める。

附則

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一條中地方稅法第七十二條の八十八第一項並びに第七十二條の九十五第一項の改正規定 公布の日から起算して十日を経過した日

二 第一条中地方税法の目次の改正規定、同法第十二条第一項及び第五項の改正規定、同法第一章第四節中第十一条の九を第十一条の十とし、第十一条の八の次に一條を加える改正規定並びに同法第十六条の四第四項及び第十二項、第七十一条の十五第一項及び第二項、第七十一条の三十六第一項及び第二項、第七十一条の五十六第一項及び第五項、第七十二条の四十七第一項及び第二項、第七十二条の二十四第一項及び第二項、第九十一条第一項及び第二項、第四百四十四条の四十八第一項及び第二項、第七百七十二条第一項及び第二項、第二百七十九条第一項及び第二項、第三百二十八条の十二第一項及び第二項、第四百六十三条の四第一項及び第二項、第四百八十四条第三項第一項及び第二項、第五百三十七条第一項及び第二項、第六百十條第一項及び第二項、第六百八十一項及び第二項、第七百一十一條第一項及び第二項、第七百九十一條の六十二第一項及び第二項、第九条第一項及び第二項、第七百一十一條の十三第一項及び第二項、第七百一十一條の六十二第一項及び第二項、第七百二十二条第一項及び第二項、第七百三十三條の十九第一項及び第二項の改正規定並びに同法附則第五条の四の二、第四十四條の第三第一項及び第三項並びに第四十五條の改正規定並びに次条並びに附則第三条、第四条第一項から第三項まで、第六条第三項、第十二条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第二十二條から第二十七條まで、第二十八條第一項、第三十條第二項及び第三十一條の規定、令和七年一月一日

四 第三条中地方税法第七十二条の二第一項第一号及び第二項並びに第七十二条の二十六第九項の改正規定並びに同法附則第八条の三の三の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第八条第一項から第三項までの規定、令和八年四月一日

五 第一 一条中地方税法附則第三十三條第五項の改正規定（令和六年六月三十日）を「令和八年三月三十一日」に、「令和五年分」を「令和七年分」に改める部分に限る。特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）附則ただし書に規定する規定の施行の日

六 第一条中地方税法第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の改正規定並びに同法附則第八條第十一項及び第十二項の改正規定並びに附則第四條第五項及び第十八條第三項の規定、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）の施行の日

七 第一条中地方税法附則第三十三條第五項の改正規定（「令和六年六月二十日」を「令和八年三月三十一日」に、「令和五年分」を「令和七年分」に改める部分を除く。）及び附則第二十八條第二項の規定 特定農産加工工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律（令和六年法律第〇〇号）の施行の日

八 第一条中地方税法附則第十条に二項を加える改正規定（第八項に係る部分に限る。）及び同法附則第十五条第三十三項の改正規定（都市緑地法等の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）の施行の日

九 第一条中地方税法附則第十五条第一項の改正規定（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律）を「物資の流通の効率化に関する法律」に、以下この項において「流通業務総合効率化促進法」という。）第四条第一項を「第六条第一項」に、「流通業務総合効率化促進法第二条第二号」を「同法第四条第二号」に改める部分に限る。）流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）の施行の日

第三條（第四号及び次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第八條第四項、第十條及び第三十七條の規定（公益信託に関する法律（令和六年法律第 号）の施行の日

十一 第三条中地方税法第三十七条の二第一項第三号及び第三百十四条の七第一項第三号の改正規定並びに同法附則第三条の二の四第一項及び第三項の改正規定並びに附則第五条及び第十九条の規定 前号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日

(第二次納税義務に関する経過措置)
 第二条 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十一条の九の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「二号施行日」という。）以後に偽りその他不正の行為により免れ、又は還付を受けた地方団体の徴収金について適用する。

（保全差押えに關する経過措置）

第三條 新法第十六條の第四項の規定は、二號施行日以後にされる同條第一項の規定による決定について適用し、二號施行日以前にされた第一條の規定による改正前の地方税法（附則第二十條及び第二十九條において「旧法」という。）第十六條の第四項の規定による決定については、なお従前の例による。

（道府県民税に関する経過措置）
新法第七十一条の十五第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第七十一条の

十一第一項に規定する納入申告書の提出期限が到来する道府県民税の利子割については、なお従前の例による。

新法第七十一条の三十六第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第七十一条の三十一第二項に規定する納入申告書の提出期限が到来する道府県民税の配当割について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した道府県民税の配当割については、なお従前の例による。

3 新法第七十一条の五十六第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に地方税法第七十一条の五十一第二項に規定する納入申告書の提出期限が到来する道府県民税の株式等譲渡所得割について適用し、二号施行日前に当該提出期限が到来した道府県民税の株式等譲渡所得割については、なお従前の例による。

4 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

附則第二十七条の二第一項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」と改め、前年度分の都市計画税の課税標準額を、前年度分の都市計画税の課税標準額とするとする。同条第二項中「令和四年度及び令和五年度分」を「令和六年度から令和八年度までの各年々度分」に改め、同条第四項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」と改め、同条第五項中「令和三年度に」を「令和六年度に」に、「令和三年度特定市街化区域農地

附則第二十二

4 市町村長は、第一項又は第二項の認定長期優良住宅のうちに区分所有に係る住宅については、前四項に規定する管理者等から、前項に規定する期間内に同法第八条第二項において準用する同法

[illegible]

参考

(抜粋)

地方税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第四号

地方税法等の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次並びに第十一条第一項及び第五項中「第十一条の九」を「第十一条の十」に改める。

第一章第四節中第十一条の九を第十一条の十とし、第十一条の八の次に次の一条を加える。

(偽りその他不正の行為により地方団体の徴収金を免れた株式会社等の役員等の第二次納税義務)

第十一条の九 偽りその他不正の行為により地方団体の徴収金を免れ、又は地方団体の徴収金の還付を受けた株式会社、合資会社又は合同会社等が同法第四十一条の二の無制限責任社員に

ない場合において、その株式会社、合資会社又は合同会社に対し滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足するものがあるときは、同法第四十一条の二の無制限責任社員に

滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足するものがあるときは、同法第四十一条の二の無制限責任社員に

滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足するものがあるときは、同法第四十一条の二の無制限責任社員に

滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足するものがあるときは、同法第四十一条の二の無制限責任社員に

滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足するものがあるときは、同法第四十一条の二の無制限責任社員に

滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足するものがあるときは、同法第四十一条の二の無制限責任社員に

滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足するものがあるときは、同法第四十一条の二の無制限責任社員に

滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足するものがあるときは、同法第四十一条の二の無制限責任社員に

滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足するものがあるときは、同法第四十一条の二の無制限責任社員に

滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足するものがあるときは、同法第四十一条の二の無制限責任社員に

滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足するものがあるときは、同法第四十一条の二の無制限責任社員に

滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足するものがあるときは、同法第四十一条の二の無制限責任社員に

滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足するものがあるときは、同法第四十一条の二の無制限責任社員に

滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足するものがあるときは、同法第四十一条の二の無制限責任社員に

滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足するものがあるときは、同法第四十一条の二の無制限責任社員に

滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足するものがあるときは、同法第四十一条の二の無制限責任社員に

滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足するものがあるときは、同法第四十一条の二の無制限責任社員に

滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足するものがあるときは、同法第四十一条の二の無制限責任社員に

滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足するものがあるときは、同法第四十一条の二の無制限責任社員に

滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足するものがあるときは、同法第四十一条の二の無制限責任社員に

滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足するものがあるときは、同法第四十一条の二の無制限責任社員に

滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足するものがあるときは、同法第四十一条の二の無制限責任社員に

滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足するものがあるときは、同法第四十一条の二の無制限責任社員に

滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足するものがあるときは、同法第四十一条の二の無制限責任社員に

滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足するものがあるときは、同法第四十一条の二の無制限責任社員に

滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足するものがあるときは、同法第四十一条の二の無制限責任社員に

滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足するものがあるときは、同法第四十一条の二の無制限責任社員に

滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足するものがあるときは、同法第四十一条の二の無制限責任社員に

滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足するものがあるときは、同法第四十一条の二の無制限責任社員に

滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足するものがあるときは、同法第四十一条の二の無制限責任社員に

第七十一条の十五第一項中「納入申告書」の下に「又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書(次項において「更正請求書」という。)を加え、同項を「前条第一項」に改め、同条第二項中「をした」を「をし、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第七十一条の三六第六項中「納入申告書」の下に「又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書(次項において「更正請求書」という。)を加え、同項を「前条第一項」に改め、同条第二項中「をした」を「をし、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第七十一条の五十六第六項中「納入申告書」の下に「又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書(次項において「更正請求書」という。)を加え、同項を「前条第一項」に改め、同条第二項中「をした」を「をし、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第七十二条の五第一項第七号中「及び金融経済教育推進機構」を「金融経済教育推進機構及び脱炭素成長型経済構造移行推進機構」に改める。

第七十二条の二十三第二項中「法人税法」の下に「第二十七条」を加え、同条第三項第二号中「若しくは健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護(同法第十五条の二第二項第四号に掲げる施設介護のうち同条第四項に規定する介護療養施設サービスに限る。)」を削り、同項第四号中「若しくは同法」を「又は同法」に改め、又は健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百三十条の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の規定により施設介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定介護療養施設サービスのうち当該施設介護サービス費の額の算定に係る当該指定介護療養施設サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分」を削る。

第七十二条の四十七第一項中「提出し、又は」を「提出し、又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書(次項において「更正請求書」という。)を提出した」に改め、同条第二項中「をし、若しくは」を「をし、」に「提出した」を「提出し、若しくは更正請求書を提出した」に改める。

第七十二条の七十六中「事業所統計」を「経済構造統計(総務省令で定めるものに限る。)」に改める。

第七十二条の七十八第二項第一号中「この項」の下に「及び第七十二条の八十の三」を加える。

第七十二条の八十の二の次に次の一条を加える。

(特定プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの節の規定の適用)

第七十二条の八十の三 消費税法第二十四条第二項第四号の二に規定する国外事業者が国内において行う同項第八号の三に規定する電気通信利用役務の提供(同項第八号の四に規定する事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下この条において「電気通信利用役務の提供」という。)が同法第十五条の二第二項に規定するデジタルプラットフォームを介して行われるものであつて、その対価について同項に規定する特定プラットフォーム事業者(以下この条において「特定プラットフォーム事業者」という。)を介して收受するものである場合には、当該特定プラットフォーム事業者が当該電気通信利用役務の提供を行ったものとみなして、この節の規定を適用する。

第七十二条の八十八第一項中「第三項並びに第七十二条の九十三第二項及び第四項」を「以下この款」に改める。

第七十二条の九十三第一項第二号中「又は」を「若しくは」に、「還付」を「還付を受け、又は第七十二条の九十三第三項若しくは第四項の規定による更正による還付(更正の請求に基づく更正によるものに限る。)」に改め、同条第二項中「申告書」を「申告書又は第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書(第七十二条の九十三第一項又は第四項の規定による更正による還付のうち譲渡割の中間納付額に係るもの以外のものを受けようとするものに限る。)」に「若しくは」を「場合」に改める。